

令和元年7月室戸市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和元年7月24日(水)午後1時30分～午後2時35分
2. 場 所 室戸市役所2階 第1会議室
3. 出席委員 10名
1番 海老川正文委員 2番 川崎一男委員 3番 島卷賢二委員
4番 谷村眞一委員 5番 尾崎考平委員 6番 西岡豊委員
7番 藤岡義博委員 8番 阿野田久志委員 9番 山崎修委員
10番 石建加世子委員
4. 欠席委員 なし
5. 事務局 次長 富士原 夏樹
6. 議 案 第1号議案 農地利用集積計画について
第2号議案 農地法第3条許可申請について
第3号議案 農地法第5条許可申請について
第4号議案 非農地証明願について
その他の件 農地パトロールの報告について

(開会時刻午後1時30分)

議 長 (会長の挨拶)
ただいまから7月定例総会を開会致します。

また、本日は、総会終了後、ご案内のとおり高知県農業会議の田中チーフによる研修会を開催させていただくことになっております。
田中チーフにおかれましては、お忙しい中、室戸まで来ていただきまして、誠にありがとうございます。今日はよろしく願いいたします。

それでは事務局より諸般の報告をお願いします。

事務局 はじめに、諸般の報告をいたします。農業委員の出席委員は10名中10名で、室戸市農業委員会総会議事規則より定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

推進委員は 植田委員・吉川委員から欠席の連絡をいただいております、出席者数は、10名中8名となっております。

なお、中屋局長は産業振興課長として企画財政課の会に出席のため、本日は欠席となっております。

なお、本日の議案は、第1号議案 農地利用集積計画について

第2号議案 農地法第3条許可申請について

第3号議案 農地法第5条許可申請について

第4号議案 非農地証明願について

その他の件 農地パトロールの報告

の順となっております。先程会長からも説明がありました、総会終了後、休憩を10分程取らせていただいた後、高知県農業会議の田中チーフより農業者年金制度や最近の農業委員会の制度改正について、ご講義いただきますのでよろしくお願いいたします。

また、総会の方も傍聴されるとの申し出があり、農業委員会法第32条に基づき議長の許可を得ていることをご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議長 それでは、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 それでは 6番 西岡委員、 7番 藤岡委員にお願いします。

議長 これより議事に入ります。第1号議案 番号1 農地利用集積計画について、議題といたします。この件につきまして産業振興課 中吉氏より説明を願います。説明の間、休憩いたします。

産業振興課 中 吉 第1号議案 農地利用集積計画について説明させていただきます。農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借権設定となります。今回、利用権設定を行う農地についてですが、現在室戸市の方が行っていますサポートハウスの農地についてになります。借受人が 〇〇さん、貸付人が室戸市 〇〇、場所が羽根町字岸ノ上乙 975 番 1、同 976 番、同 977 番 1、980 番 1、同 981 番 1 の 5 筆で全体の面積が 3,229 m²となっております。設定する利用権は賃貸借権で設定期間は令和元年 8 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日までとなっております。

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。担当課より申請内容について説明がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

2 番 川 崎 第1号議案について説明します。詳細については、産業振興課の中吉氏より、くわしく説明がありましたので省略しますが、申請場所は羽根駐在所から西へ、国道を 100m くらい行ったところから、北へ行く農道がありまして、その農道を国道から 500m くらい行ったところに 2 棟のハウスがあります。そのハウスを市より 〇〇さんが 3 年間、賃貸借で借りてハウスで作るということです。ハウスのまわりに水が多いとのことで、排水の件について産業振興課と地元の農家が話し合いをしているところです。話し合いが着きましたら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの証言について、ご質問はありませんか。何かございませんか。

(意見交換)

議 長 ありがとうございます。他にご質問はありませんか。無いようでございますのでお諮りします。農地利用集積計画についての市への回答について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。よってこれを承認することに決定致します。

議 長 続きまして第2号議案 番号1 農地法第3条許可申請の件について議題といたします。この件につきまして事務局より説明をお願いします。

こちらの議案は久保推進委員に関係する事案となっておりますので、農業委員会法第31条の規定による農業委員の議事参与の制限に準じまして、当該事案の審議開始から終了まで退席していただきます。久保推進委員退席をよろしく願います。

説明の間、休憩いたします。

事務局 第2号議案番号1について説明いたします。申請地は 町字 番、同 番 の2筆で、登記地目はいずれも 田、現況地目 田となっております。面積は790㎡と763㎡です。本申請は さんから さんへの贈与による所有権移転の申請です。

以上については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、同議案の判断については調査書のとおりですので調査書に従って、説明させていただきます。

(調査書の内容を説明)

～ 以上で説明を終わります。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

3番 番号1について、説明いたします。 町 番と 番 で隣 島 巻 接しております。場所につきましては、 から北へ1.5km程上ったところが現場 です。7月17日に山下推進委員と2名で現場を確認しております。市道に面したところございまして、現状は雑草が生えております。許可後は草を刈って、水稻を作るということで問題はございませんので、よろしくお願いします

議長 ありがとうございます。ただいまの証言について、ご質問はありませんか。何かございませんか。

(なし)

議長 無いようでございますのでお諮りします。ただいまの意見に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よってこれを許可することに決定致します。
また、久保推進委員の復席を許可します。

議長 続きまして、第2号議案 番号2 農地法第3条許可申請の件について議題
といたします。この件につきまして事務局より説明をお願いします。
説明の間、休憩いたします。

事務局 第2号議案 番号2について説明いたします。申請地は 町字
番 番、 番 と 町字 番の
計4筆で、登記地目は と は宅地、他の2筆は畑で
現況地目はすべて畑となっており、面積は119㎡、158㎡、113.24㎡と274
㎡です。
本申請は さんから さんへの贈与による所有
権移転の申請です。
以上については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件
の全てを満たしていると考えます。
なお、同議案の判断については調査書のとおりですので、調査書に従って説
明させていただきます。

(調査書の内容を説明)

～ 以上で説明を終わります。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明が
ございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

1番 第2号議案 番号2について説明します。7月16日午後1時30分より、
海老川 小倉行政書士、事務局富士原次長、小松推進委員と私の4名で現地確認しまし
た。4筆ありますが、3筆が同じところにあるため、先に3筆を説明します。
場所は 地区で国道沿いに があります、その北側を小さい道
が西に抜けております。それを100mくらい行ったところに国道と旧道の間に
と、の2筆くっついてあります。それから西へ50mくらい行
ったところに があります。 の場所は 線を約1km程
上がったところの東の方に という台地があります。そこの東南方向に畑が
あります。詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。申請者は農業を
しておりますので、何等問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいまの証言について、ご質問はありませんか。
何かございませんか。

6 番 申請地の2筆の登記地目が宅地となっていますが、問題ありませんか。
西 岡

事 務 局 登記地目は宅地となっている2筆ですが、現況地目が農地となっており、登記地目ではなく、現況によって農地かどうか判断をしますので、この2筆につきましては、農地として取り扱って問題ありません。もともとは倉庫が建っていたところを取り壊して、畑にされたようです。

議 長 他にご質問はございませんか。無いようでございますのでお諮りします。ただいまの意見に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。よってこれを許可することに決定致します。

議 長 それでは、第3号議案 農地法第5条許可申請の件について議題といたします。それでは、この件につきまして事務局より説明を願います。説明の間、休憩いたします。

事 務 局 第3号議案番号1について説明いたします。申請地は 字 番 、登記地目 田、現況 田、面積が 212 m²で農用地区域外であります。本申請は、 さんから さんへの個人住宅建築のための売買による権利の移転についての申請です。
以上については、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
なお、同議案の判断については調査書のとおりですので調査書に沿って説明させていただきます。

(調査書の内容を説明)

～ 以上で説明を終わります。

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について、説明がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

竹崎（擴）
推進委員 第3号議案 農地法第5条許可申請の件について説明いたします。詳細につきましても事務局の説明のとおりですので、省略します。

手前100mの所にその場所があります。7月18日11時30分、西岡委員、事務局富士原次長、曾我行政書士と私の4人で現地確認し、周辺には何ら影響ない状況ですのでよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの証言について、ご質問はありませんか。何かございませんか。

（なし）

議 長 無いようでございますのでお諮りします。ただいまの意見に賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。よってこれを承認し、県へ進達することに決定致します。

議 長 続きまして第4号議案 番号1 非農地証明願の件について議題といたします。この件につきましても事務局より説明を願ひます。説明の間、休憩いたします。

事 務 局 第4号議案 番号1について説明いたします。申請地は 字 番、番 で、面積がそれぞれ155㎡、355㎡で農用地区域外であり登記地目 田、現況 原野となっています。さんの所有地です。非農地となった時期及び理由ですが、平成2年4月18日以降、約29年以上耕作しておらず、現在は原野となって草木が生い茂っており、農地への復旧が困難となっているとの事です。以上です。

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

6 番
西 岡 第4号議案 非農地証明願の番号1について証言いたします。内容等につきましては、先程の事務局の説明がありましたので、省かせていただきます。この場所の所在につきましては、のグラウンドがございますが、そこから北へ約150mくらいのところがございます。現況につきましては草木が生えておりました。事務局の説明のとおりでありますので、特段問題ないと思ひますのでよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの証言について、ご質問はありませんか。何かございませんか。

(な し)

議 長 無いようでございますのでお諮りします。非農地の意見に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。よってこれを許可することに決定致します。

議 長 続きまして第4号議案 番号2 非農地証明願の件について議題といたします。この件につきまして事務局より説明をお願いします。説明の間、休憩いたします。

事 務 局 第4号議案 番号2について説明いたします。申請地は 町字 番、 字 番 で、面積がそれぞれ932㎡、456㎡で農用地区域外であり、登記地目はそれぞれ畑、現況 山林となっています。さんの所有地です。非農地となった時期及び理由ですが、昭和62年1月2日に相続する以前より耕作を放棄し、現在檜及び雑木が生い茂っており、農地への復旧が困難となっているとの事です。以上です。

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

1 番 現地確認は2号議案と同じ7月16日に行いました。詳細につきましては、海 老 川 事務局の説明のとおりですので省略します。場所につきましては、2カ所ありますが の方は、先程説明した の畑の東側に隣接してあります。現在は檜が30年、雑木も30年くらい経っていると思います。それから、 の場所ですが、 住宅がありますが、そこから山沿いの道を西へ150mくらい行ったところの道から、山へ入ったところの斜面にあります。そこも葦・竹・雑木が生い茂っており、耕作できるような土地ではありません。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの証言について、ご質問はありませんか。何かございませんか。

(な し)

議 長 無いようでございますのでお諮りします。非農地の意見に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。よってこれを許可することに決定致します。

議 長 続きまして、その他の件 農地パトロールの報告についてを議題とします。この件につきまして、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 今月8日(月)と12日(金)に農地部会と農政部会に分かれて、農地パトロールの全体調査を実施しました。暑い中おつかれさまでした。調査報告については、この後各部会長さんの方からご報告をお願いしたいと思います。事務局からは以上です。

議 長 それでは農地部会 島巻部会長 報告をお願いします。

島 巻 部 会 長 農地部会の8日のパトロールについて、報告します。8日の8時40分から佐喜浜から羽根までパトロールいたしました。佐喜浜も入木地区の奥の方は休耕地が多く、吉良川の西の川ですが、中の川の集落から上に参りますとかなりの休耕地がございます。今回のパトロールでは、特段変わったことはありませんでした。以上報告いたします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、農政部会 谷村部会長 報告をお願いします。

谷 村 部 会 長 私の報告も島巻部会長と同様の報告ですが、やっぱり年々、耕作放棄地が増えております。今年は全般的に見て、稲の生育が良かったと思います。違反転用等もなく、よかったと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。ただいまの各部会長さんの説明について、ご質問はありませんか。何かございませんか。

(意見交換)

議長 部会長さん報告ありがとうございました。
また委員の皆さん、暑い中のご参加、大変おつかれさまでした。
引き続き、9月からの各地区ごとの農地パトロールに向けてご協力よろしく
お願いします。

議長 それでは、その他何かありませんでしょうか。なければ事務局より、
その他の事務連絡をお願いします。

事務局 (事務連絡)

議長 他に何かありませんでしょうか。なければ、総会についてはここで、
締めさせていただきます。閉会の挨拶を川崎職務代理よりお願いします。

(川崎職務代理の閉会の挨拶)

(閉会時刻午後2時35分)